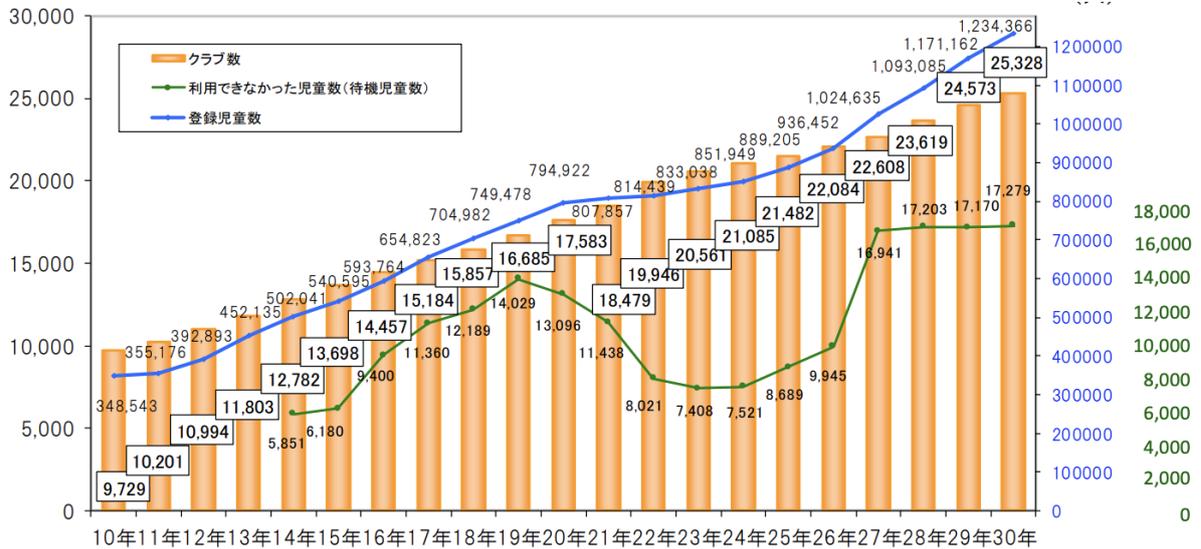


クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移が示唆する働く親の子どもへの協同性に対する意識



※各年5月1日現在 厚生労働省調査

出所:平成 30 年(2018 年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況 p.4
<https://www.mhlw.go.jp/content/11906000/000462302.pdf>

主に共働き家庭の小学生に対して、放課後、遊びや生活の場を提供しているのが「放課後児童クラブ」や「学童保育」である。今の親世代が小学生だった 1970～80 年代には、学童保育という言葉はほとんど聞かれなかった。当時の子どもたちの多くは、午後4時頃まで教室や校庭で遊んだ後は自宅に直帰していた。共働き家庭がまだそれほど多くなかった時代なので、学童保育への社会的ニーズが大きくなかったことが背景にあると考えられる。

しかし、現在は違う。放課後児童クラブはほぼ毎日実施されている。季節にもよるが、時間帯は放課後の午後5～6時頃まで開かれており、多くの小学生が利用している。初めて保育所を利用する親が「働くべきか、家にいるべきか」と考える中で罪悪感を感じてしまうことは多方面で報告されているが、その理由としては、保育所とは近い世代の子ども達との協同性の中で子どもが成長する場であるという意識が薄いことも考えられる。もし保育所に対する意識が変われば親の罪悪感にも当然変化はあるだろう。対象が小学生である学童保育においても同様に、親が家にいない時間帯を子どもたちがどのように過ごすことが健全なのかという意識は重要である。女性の社会進出など労働力確保の観点からも、乳幼児保育と並び、学童保育(放課後児童クラブ)は、今後ますます重要な社会インフラになっていくはずである。

厚生労働省によると、放課後児童クラブに係る登録児童数とクラブ数は、次の通り、年々増加傾向にある。

- ・登録児童数:1998年 35.5万人→2008年 79.5万人→2018年 123.4万人
- ・クラブ数:1998年 9.7千ヶ所→2008年 17.6千ヶ所→2018年 25.3千ヶ所

直近 2018 年で、学童保育を利用できなかった児童数(学童待機児童数)は 1.7 万人であった。これは保育所の待機児童の水準とほとんど同じと言え、学童保育においても待機児童をいかに減らしていくかは重要な社会課

題の一つである。

クラブの設置・運営主体別の実施状況を見ると、2017年時点で、公設公営が全体の35%、公設民営が45%、民設民営が20%となっている。現状、公設が全体の80%を占めているのは、小学校という既存インフラが中心となって実施されていることを示しているのは自明である。

登録児童数の人数規模別では、2017年で、45人までの支援の単位が全体の74%を占めている。45人とは、小学校の1クラスより若干多い程度の規模である。

学年別の登録児童数の状況を見ると、2017年では小学校1年生から3年生までで全体の81%を占めているが、小学校4年生から小学校6年生の登録児童数は対前年度比11%増で、小学校1年生から小学校3年生の対前年比4%増よりも高い伸び率となっている。

クラブの終了時刻について見ると、2017年で、午後6時半を超えて開所しているクラブが55%を占めており、これは増加傾向にある。

待機児童数を都道府県別で見ると、2018年で、東京、埼玉、千葉、兵庫、静岡、愛知、沖縄、神奈川の順。

学童保育は社会保障の領域である。だが、社会保障政策と言うと、年金・医療・介護など高齢者向け施策にはばかりに焦点が当たり、学童保育など若年層に恩恵のある施策には財源が配分されにくかったと言える。更に、高齢者は日本全国に在住しているが、学童保育に係る待機児童は都市部に偏在している。

待機児童問題は、未就学児の保育園に係る問題に焦点が当てられることが多いが、親のいない時間に子どもたちがどのように過ごすかということは、未就学児であっても小学生であっても、本質的には同じ課題と言える。保育所の待機児童問題は大きな社会的な動きとなり、2011年の23,385ヶ所から2018年の34,763ヶ所(148%増)へと保育所数が増えてきた背景がある。一方の、学童保育の待機児童数は、保育所と同程度の水準であるにも関わらず、2011年の20,561ヶ所から2018年に25,328ヶ所(123%増)と、保育所ほどの動きは見られない。また、学童保育においては、保育所と違い、学童の待機児童解消のために自治体のどの部署が責任を持つのか、不明確であることも大きな一因と言える。そのような制度面の話は行政が解決することとして、この問題は、「親のいない時間に子どもたちがどのように過ごすか」という子どもの協同性に対する親の意識と働き方を左右する大きな課題であることを、今一度認識しておく必要がある。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。